

令和7年度水土里ネット役職員研修会

Ver.2.2
6月30日時点

みどり 水土里ビジョン策定マニュアル

令和7年6月
農村振興局土地改良企画課



※本資料は、研修会用に抜粋したものです。

策定マニュアルの完全版は、農水省HPからダウンロードできます。
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/midori_bizyon.html

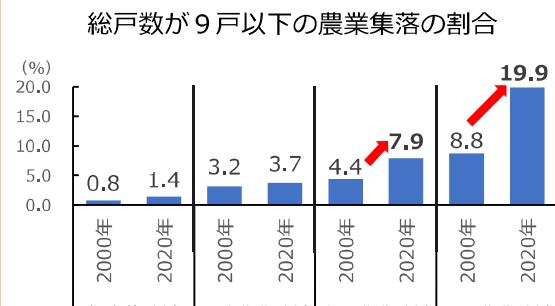
はじめに

- 農業集落が小規模化・高齢化する中で、土地改良施設のみならず、同じ水系の末端の水路等施設も含めた施設全体での保全活動やその実施体制が脆弱化し、また、その体制の中心となる土地改良区自体も、小規模なものでは、専任職員の不在等体制が脆弱化しています。
- これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取組を推進する体制を構築することが必要です。
- そのため、令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する**連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）**が位置付けられたところです。
- 本マニュアルでは、水土里ビジョン策定にあたっての基本的な考え方について整理しています。一方で、地域によって抱える課題は様々ですので、個別具体的な案件の検討に際しては、各地域のニーズ等に応じて柔軟にご対応ください。
- 本マニュアルが、水土里ビジョンの作成を進める上で、土地改良区をはじめ、関係者の皆様のご参考になれば幸いです。

01. 水土里ビジョンの必要性

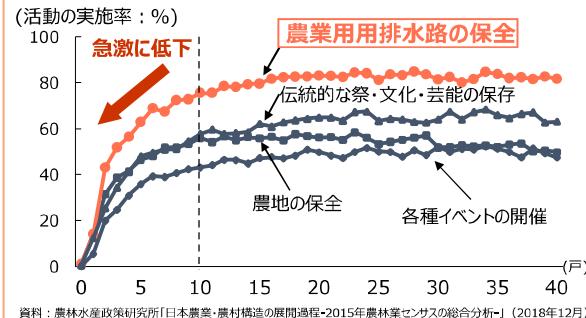
- 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、地域住民による末端の農業水利施設の管理に関する活動が困難となる傾向。
- 施設管理に要する費用は、老朽化する施設の更新費用を含め、今後も増嵩していく見込み。
- 土地改良区においてはその半数で専任職員がおらず、施設の管理などの求められる役割を十分に果たせなくなるおそれ。
- これらの課題に対応するには、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、**保全に関する取組を推進する体制を構築**することが必要。

地域住民による施設保全活動の困難化



資料：農林水産省「農林業センサス」

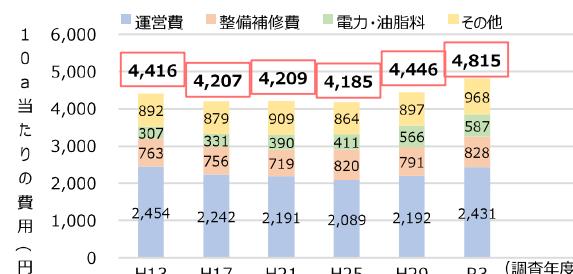
集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(2018年12月)

維持管理の負担の増加

土地改良施設の維持管理費用の推移



資料：農林水産省

注1：金額は調査年度の2年度前の収支決算による。(例：2021年の金額は、2019年の収支決算による)

注2：項目の「運営費」は、運営事務費・役員報酬及び職員人件費

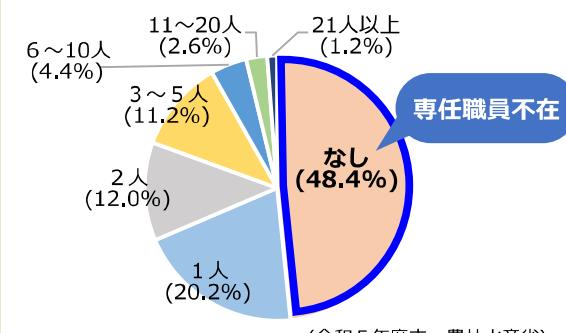
注3：項目の「その他」は、人件費・助成金等、適正拠出金及びその他費用

維持管理費の増嵩要因



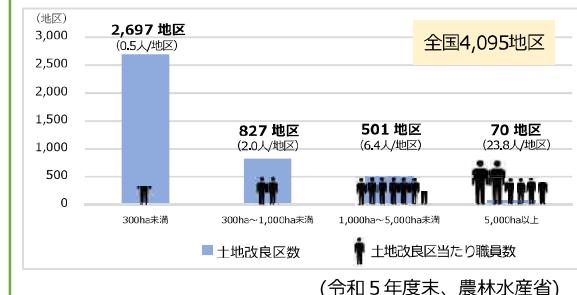
維持管理体制の脆弱化

土地改良区の職員設置状況



(令和5年度末、農林水産省)

面積規模別の職員数 (土地改良区)



(令和5年度末、農林水産省)

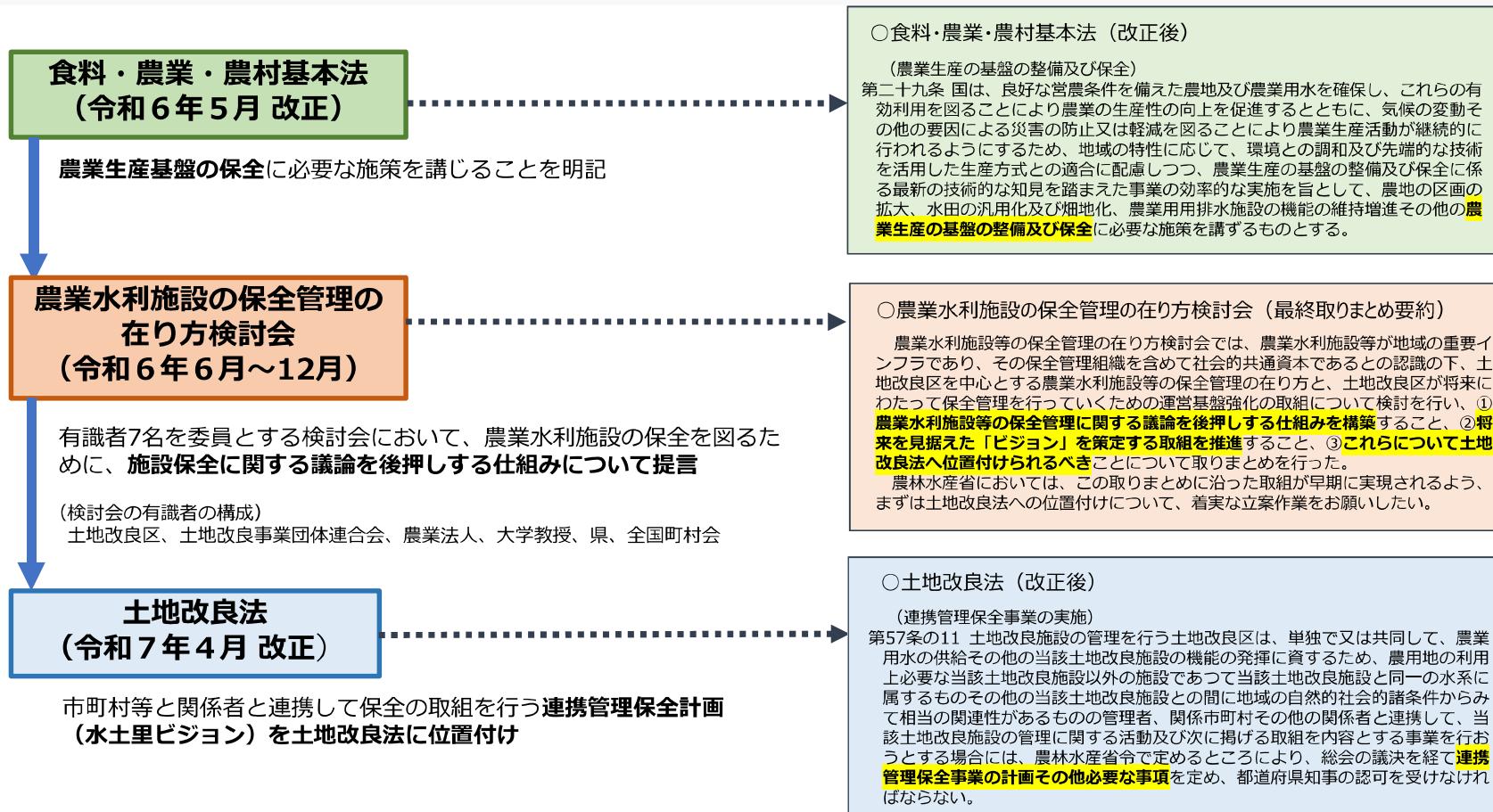
02. 水土里ビジョンの取組によるあるべき姿（将来像）

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう、「水土里ビジョン」の仕組みを創設。
- ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の将来を見通して、
 - ① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組（地域の農業生産基盤の保全）
 - ② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組（土地改良区の運営基盤の強化）に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。

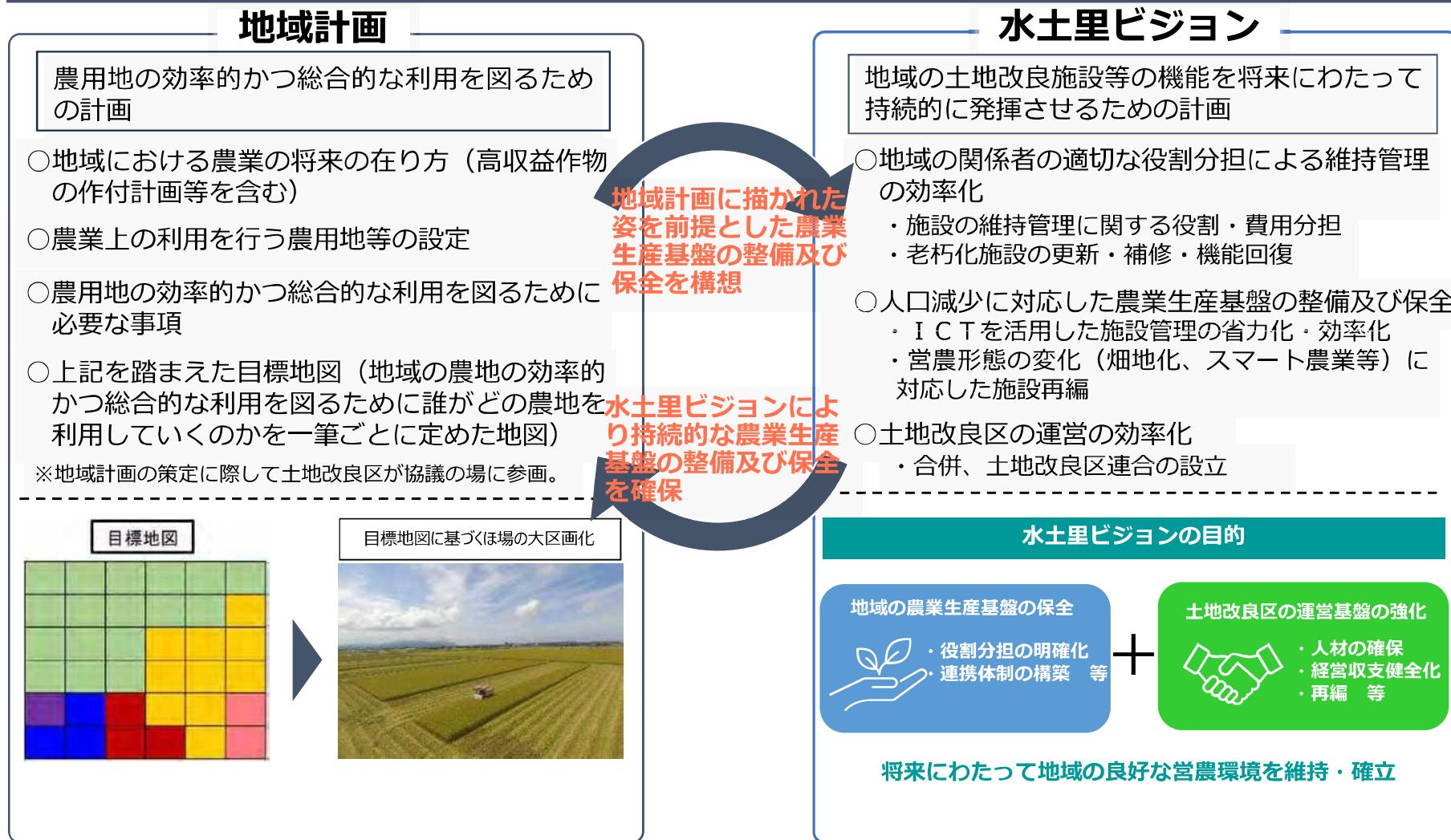


03. 水土里ビジョンの位置付け

- ・ **改正食料・農業・農村基本法**において、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることを明記
- ・ 全国土地改良事業団体連合会において、有識者7名を委員とする「農業水利施設の保全管理の在り方検討会」を開催。農業水利施設の保全に関する課題を整理し、市町村等を含めた施設保全に関する議論を後押しする仕組みについて提言
- ・ **改正土地改良法**において、土地改良区と市町村等の関係者が連携して保全の取り組みを行う「水土里ビジョン」を法律に位置付け



04. 水土里ビジョンと地域計画の関係



05. 水土里ビジョンの策定支援

- 土地改良区機能強化支援事業において、水土里ビジョンの策定支援を実施。

土地改良区機能強化支援事業 (R7~R11まで)

水土里ビジョンの策定に必要な経費を支援

補助対象経費

- 施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- 施設諸元データの電子化等
- 運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- 会議室借上げ 等

事業主体：土地改良区

補助率：定額（**1ビジョン当たり300万円**を上限）
＜支援の活用にあたって＞

事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定。
上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能。



経営診断・改善指導への支援

① 経営診断

決算関係書類等により土地改良区の経営状況を分析し、運営効率化対策や、円滑な施設更新のための検討・助言等を行う。

(水土里ビジョンを策定する場合の活用例)

水土里ビジョンには、経営診断結果及び経営診断結果に基づく対応方針を記載する。

※経営診断は、**基本的に**は本支援の活用を想定しているが、土地改良区が本支援ではなく独自に会計の専門家等を活用して自ら経営診断を行うことも可。

② 改善指導

地域の土地改良施設の適切な保全・更新に向けた課題を解消し、土地改良区の経営を改善するために必要な調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

※本支援は、**水土里ビジョンを策定しない場合であっても**単独での活用が可能です。

(水土里ビジョンを策定する場合の活用例)

水土里ビジョンに策定した取組を実施するに当たって必要となる調査・分析及びこれに基づく指導等を行う。

〔例：営農形態の変化を踏まえた効率的な維持管理方法や施設規模の見直しについて
ため池湖面を利用した太陽光発電等、新たな収入確保方策について
施設の保全体制の確立に向けた民間企業等との連携（マッチング）について〕

＜支援内容＞

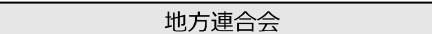
経営診断、改善指導それぞれ、**指導1地区当たり8万円**の定額補助

（一つの地区に対して両方の指導を行うことも可。）

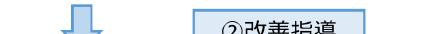
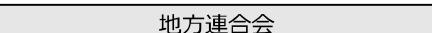
＜支援の使い分け＞

（水土里ビジョンを策定する場合の活用例）

○ 水土里ビジョン策定前



○ 水土里ビジョン策定後



06. 水土里ビジョンのメリット措置

- 水土里ビジョンに基づく取組が円滑に進むよう、法制度上の措置や予算面での支援策といったメリット措置を用意。

法律上の制度措置

支援措置	措置内容
情報通信環境整備事業の手続きの簡素化	情報通信事業の活用のための環境整備に必要な事業の計画（計画の変更を含む。）を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、認可を受けた当該連携保全計画に従って行う当該事業に係る計画の認可（計画の変更の認可を含む。）を不要とする。
土地改良区の合併手続きの簡素化	土地改良区の合併に係る事項を水土里ビジョンに位置付けて認可を受けた場合には、当該合併については、土地改良法の合併に関する都道府県知事の認可（第72条第2項）を不要とする。

予算面での支援策

事業名	支援内容
土地改良区機能強化支援事業	水土里ビジョンに位置付けられる合併について、支援基準を緩和 (水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃)
土地改良施設維持管理適正化事業	整備補修事業のうち、水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率を引き上げる（補助率 30%→40%）とともに、資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能（基本的には加入初年度に実施）。
水利施設管理強化事業	水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援する「連携管理保全型」を創設 (補助率 約19%（実質）→25%)

その他、農業農村整備事業等の新規地区採択に当たって、水土里ビジョンを策定する地区を優先配慮する措置を用意。

07. 水土里ビジョンを策定するにあたっての視点

- 地域に根差す水土里ビジョンとするため、水土里ビジョンの策定にあたっては、地域の実情を踏まえて次の視点に留意する必要。

地域の関係者による施設保全に係る機運醸成

こんにち

今日の農業水利施設は、水争いや洪水・干ばつ等の激しい気候変化への対応を繰り返しながら、先人の努力と土木技術の発展によって形成されてきました。これらの施設は人間の生命の維持に欠くことのできない食料の安定供給を支えるのみならず、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の発揮に寄与しています。

このような歴史や機能について、地域の関係者への普及啓発の促進を図ることで、施設保全に係る機運が醸成されると考えます。



古くから農業を支えてきた水路



安定的な食料供給

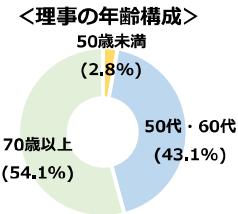


洪水防止機能

土地改良区運営への多様な人材の活用

組合員の高齢化、農業水利施設の老朽化等が進む中で、土地改良区が今後も農業を支え、地域に貢献する組織であるためには、性別や世代を問わず、様々な人々が力を合わせることが必要です。

そのためには、施設の保全管理や地元調整に係るノウハウの継承や、関係者間における多様な人材に関する情報共有など、土地改良区運営への多様な人材の関与の促進を図ることが必要です。



省力化、効率化に関する技術の導入

今後の農業従事者の減少を踏まえると、将来的には場周りの管理作業が営農の負担となるおそれがあります。

将来にわたって施設管理を適切に行っていくためには、地域の状況に応じて、ICTの活用やその基盤整備の推進を図ることが重要です。

＜情報通信基盤の整備＞



小区域の情報通信基盤の未整備

大区域の情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備

＜施設管理の省力化・効率化＞



水路のパイプライン化

遠隔監視による水管理

土地改良区の持続的な運営

人口減少や営農の多様化が進む中で、相対的に土地改良区に期待される役割は広がっています。そのため、地域の良好な営農環境を維持・確立するためには、土地改良区の持続的な運営が不可欠です。

そのためにも、組合員のニーズに適切に対応するとともに、土地改良区の職場環境の改善や実務を担う職員等の資質向上等の取組を推進する必要があります。



適切なメンテナンスによる農業用水の安定供給



水管理制御システムによる管理作業の負担軽減



研修による資質向上

08. 水土里ビジョンの策定手順

- ・ 土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、水土里ビジョンを策定しようとする区域を設定。
- ・ 地域の関係者により構成される協議会を組織し、協議の結果を踏まえて、水土里ビジョンの策定に取り組む。
- ・ 策定した水土里ビジョンを踏まえて、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担しながら地域の農業水利施設の保全を推進。

Step 01 (p12,p13)

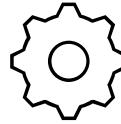
Step 02 (p14~17)

Step 03 (p18~p34)

Step 04 (p35,p36)

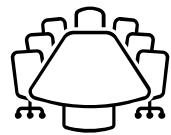
Step 05 (p37)

区域設定



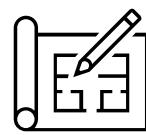
土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

地域協議会の設置



土地改良区は、水土里ビジョンの策定及び実施に関し必要な事項について協議を行うために、地域の関係者※1からなる協議会を組織

水土里ビジョンの策定



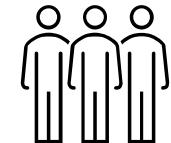
土地改良区は、協議会における市町村等の関係者による議論を踏まえて、水土里ビジョンを策定※2

水土里ビジョンの認可申請



都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合は、その認可を行う※3

水土里ビジョンに基づく保全の取組



策定した水土里ビジョンに基づき、土地改良区をはじめ関係者が役割・経費を分担※4しながら、地域の農業水利施設の保全を推進

※ 1：施設の管理者（水利組合、自治会、農業協同組合など）、関係市町村、その他の関係者（多面活動組織、施設管理協力者）等を想定

※ 2：水土里ビジョンの策定は任意であり、地域の実情に応じて必要性を判断

※ 3：土地改良区は水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請を行い、都道府県はそれらの認可を行う

※ 4：水土里ビジョンは、役割分担等に変更が生じる場合等において、必要に応じて変更することが可能

08. Step01 区域設定 (区域設定の流れ)

- 水土里ビジョンは、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを考慮の上、区域を定め、重畠・重複・隣接関係にある土地改良区が一体となった上で、関係者と連携を密に取り組むことが重要。

区域設定

都道府県は土地改良区に対し、地域性、用排水等の受益性、歴史的関連性などを十分に踏まえた区域となるように指導・助言を行います。（[区域の考え方の例は次ページ](#)）

土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら区域を設定します。

なお、区域の設定に当たっては、[土地改良区の受益地内を基本](#)としますが、関係機関からの要請等により地区編入を検討する場合や、受益地の周辺地域の関係団体等と連携して保全管理を実施する場合等は、これらの地域を含むことができるものとします。

区域設定にあたっての留意点

① 既存の「土地改良区統合整備基本計画」との整合性

土地改良区統合整備計画は、都道府県知事が土地改良区間の重畠・重複、事業関連、行政区域などを考慮しつつ有識者に諮った上で、合併・解散構想を策定したものであることから、著しくかけ離れることのないよう留意すること

（※土地改良区が安定的な運営基盤を持つようにすることが重要であり、土地改良区統合整備計画どおりの区域を設定した場合においても、そのことをもって直ちに合併・解散の義務を負うものではありません。）

② 国営・都道府県営土地改良事業との関連性

国営・都道府県営土地改良事業を実施した地域は、水系等が同一である可能性が高いことから事業計画等を十分考慮すること

③ 地域の核となる施設（ダム、頭首工、用排水機場、用排水樋門等）の受益性

注意点は②と重複するが核となる施設の受益性を十分考慮すること

④ 行政区域などの地域性

核となる施設がない場合は、連携管理保全事業を的確に実施できる体制が可能となるよう行政区域などを十分考慮すること

⑤ 統合整備後の受益性

水土里ビジョンは合併の前段階の準備となることもあるため、合併して円滑に事業が行えるよう十分配慮すること

⑥ 情報通信技術との整合性

水土里ビジョンに農村地域で情報通信技術（ICT）の活用を位置付けようとする場合には、整備後の地域をカバーする通信網が構築されていることが必要となることから、通信網の整備状況や今後の見通しを十分考慮すること

土地改良区運営基盤強化協議会との連携

都道府県は、水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区に対し、区域を定めるための指導・助言を行おうとする場合、必要に応じ、[都道府県協議会](#)※に意見を求めるものとします。

なお、意見を求める場合は、ア) 区域の考え方、イ) 区域の中核となる土地改良区及び地域協議会を設立する場合の構成員、ウ) 区域図、エ) その他参考資料を添付するものとします。

※都道府県協議会：土地改良区が直面する課題や組織・運営体制の差異に応じたきめ細やかな対応を検討し、関係機関が連携協力して土地改良区の支援に当たるため、各都道府県に設置されている協議会。都道府県、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。）、都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県の実情により市町村その他必要な者で構成される。

08. Step01 区域設定 (区域のイメージ)

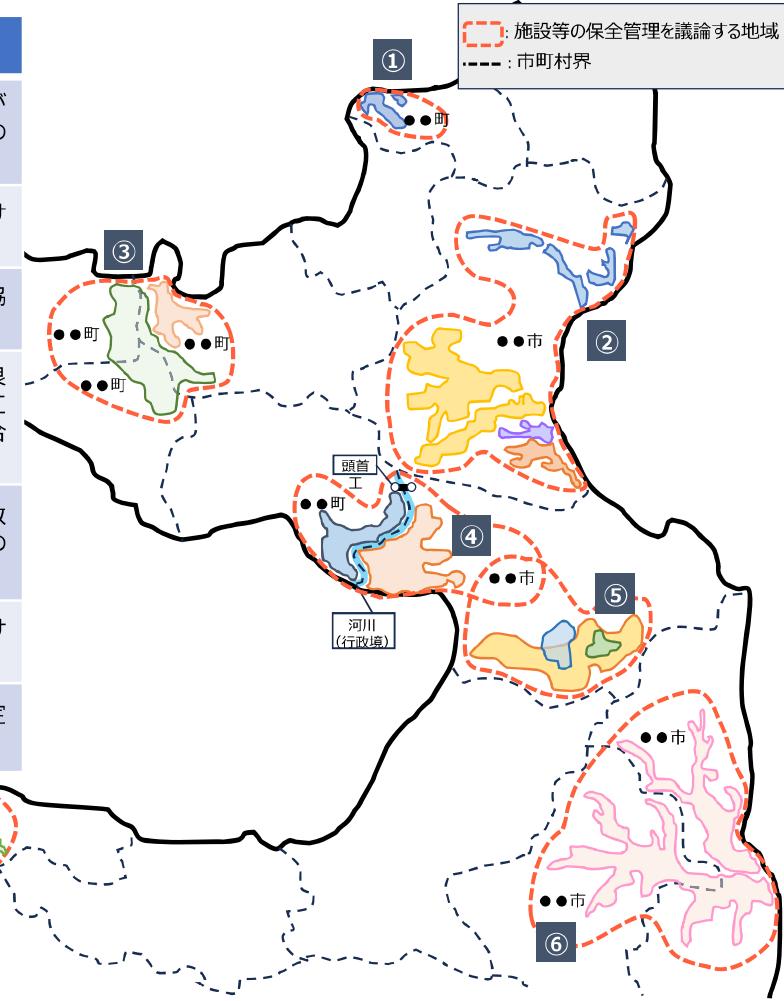
※あくまで例であり、地域の実情に応じて区域を設定してください。

No.	土地改良区数	市町村数	議論の進め方（例）
①	1	1	近隣に他の土地改良区がなく、合併等による運営基盤強化を図ることができないため、町（行政）と連携して土地改良区の存続を含めた将来の施設管理の在り方を議論。
②	4	1	同一市内にあるすべての土地改良区と土地改良区に隣接する地域における施設管理の在り方を、市（行政）が中心となって議論。
③	2	3	行政区域を跨ぐ土地改良区とその土地改良区に隣接する土地改良区が協力して施設管理する体制を関係3町の役割とともに議論。
④	2	2	2つの土地改良区はそれぞれ異なる行政区域に属しているが、土地改良区連合を設立して頭首工を共同管理しており、関係市町とともに頭首工やその他の関連施設に関する将来の施設管理の在り方について将来の合併も踏まえ議論。
⑤	3	1	3つの土地改良区は、それぞれ重複または重複関係にあるため、土地改良区に隣接する地域も含め施設管理の在り方や将来的な受益の重複等の解消（合併等）について議論。（市は④と⑤の議論に参加）
⑥	1	2	土地改良区の受益が2市に跨ることから、土地改良区と周辺地域における将来の施設管理を2市を含めて議論。
⑦	7	1	同一町内に複数の小規模な土地改良区があり、今後、専任の職員や安定的な賦課金徴収の確保などを図るために運営基盤強化について議論。

区域設定の注意点

原則として、一つの土地改良区を分割する区域設定は行わない。また、一つの土地改良区において、用水、排水、農道等の管理形態ごとに複数の水土里ビジョンを策定する区域は設定しない。

〔 設定区域内において、先行して合意した土地改良区や地域の関係者のみで連携した水土里ビジョンを策定し、当該ビジョンにその他の土地改良区や地域の関係者を段階的に加えていくことは可能。 〕

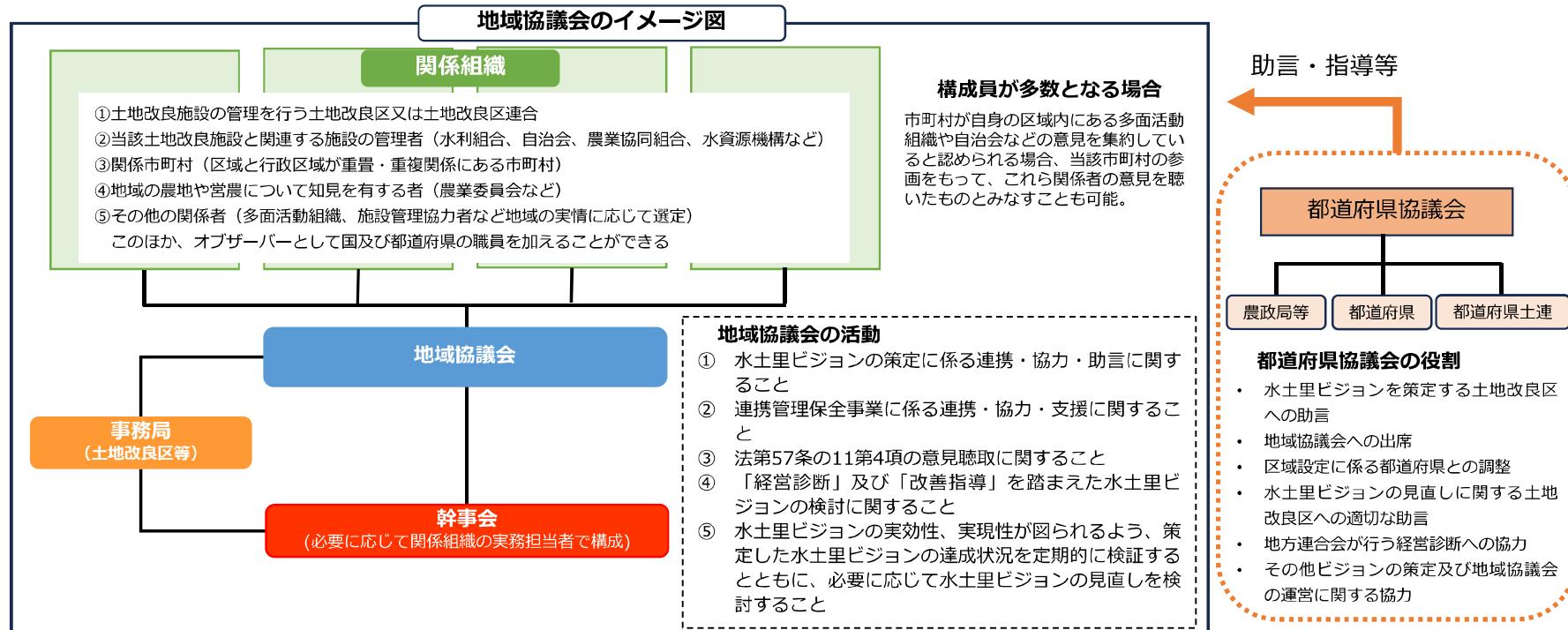


08. Step02 地域協議会の設置

- 水土里ビジョンを策定しようとする土地改良区は、必要に応じて市町村その他の関係者により構成される**協議会**（以下「地域協議会」という。）を設置することができる。

地域協議会

- 土地改良区は、水土里ビジョンの策定に当たり、**地域協議会を組織することができます**こととされています（法第57条の14第1項）。
- 地域協議会の構成員は、**協議の結果を尊重しなければならない**とされています（法第57条の14第2項）。



※地域協議会の設置は任意ですが、地域協議会を設置しない場合にあっては、関連施設の管理者や市町村等の関係者に個別に意見を聞く必要があります。

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成）

- 水土里ビジョンは、農業水利施設等の保全を将来にわたって継続できるよう、エリア内の基礎的な情報を「総論」として整理しつつ、「地域の農業生産基盤の保全」に関する事項と、「土地改良区の運営基盤の強化」に関する事項の2本柱で構成。
- いずれの土地改良区においても整理して記載すべき事項（必須事項）と、地域の状況に応じ、将来のために構想しておくと良いと思われる事項（任意事項）とに分けて整理。

I 総論	II 地域の農業生産基盤の保全	III 土地改良区の運営基盤の強化
<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none">水土里ビジョン策定エリア内の関係土地改良区等の基礎情報（組合員数、地区面積等）、財務状況（一般会計、特別会計等の収支等）、土地改良区管理施設及び土地改良区以外が管理する施設の現状等（造成主体、管理者、耐用年数、施設の健全度等）について記載する。 <p>〈ビジョン策定区域の例〉</p> <p>適切な更新計画の策定や長寿命化に向けた整備補修計画の策定</p> <p>施設の公益性等を踏まえた市町村等との役割分担や負担の調整</p>	<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none">基幹及び末端の農業水利施設等について、施設毎（施設群毎）の管理主体や管理に要する経費の関係者による負担の方針、将来の更新・整備補修の計画を記載する。 <p>更新・補修  市町村等 </p> <p>任意</p> <ul style="list-style-type: none">地域の状況に応じて、効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、土地改良区間の連携、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）等について記載する。	<p>必須</p> <ul style="list-style-type: none">職員、役員（特に女性理事）の人数の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針や、計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立か借入か、積立の場合はその水準と原資等）を記載する。 <p>人材確保  経営収支健全化 </p> <p>土地改良区の活動の活性化に向けた職員・多様な役員の確保</p> <p>経営状況の見える化や支出の削減、安定的な財源の確保</p> <p>任意</p> <ul style="list-style-type: none">地域の状況に応じて、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用等）、支出削減の取組（施設のダウンサイ징等）等について記載する。再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合は、その方針、時期等を記載する。

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成_I 総論）

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 地域及び関係土地改良区の概要	(1) 水土里ビジョン策定の目的	・水土里ビジョンの策定エリア内の農業や土地改良施設の保全管理の現状・課題等を記載
	(2) 水土里ビジョンの対象区域	・関係する土地改良区が所在する市町村名や大字名を記載
	(3) 関係土地改良区の基礎情報	・組合員数、地区面積、総代数、理事数、監事数、職員数、既往土地改良事業等を記載

※対象区域の現状の記載に当たっては、人材の確保、関係者の当事者意識の醸成等の観点から、地域農業の発展の歴史を含む土地改良区のPRについて記載することも可能。

2 財政状況		・一般会計、特別会計などの収支を記載 ・収支決算書、貸借対照表等の関係資料を添付
3 管理施設の状況	(1) 土地改良区管理施設	・関係する土地改良区が管理する施設の現状等の概要を記載 ・施設管理台帳等を参考に、土地改良区が管理する施設を別表にリストアップ（造成主体、管理者、耐用年数、健全度等の情報を記載）
	(2) 土地改良区以外が管理主体の施設	・水土里ビジョンの策定エリア内において、土地改良区以外が管理する施設の現状等の概要を記載 ・土地改良区以外が管理する施設を別表にリストアップ（造成主体、管理者、耐用年数、健全度等の情報を記載）

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成（Ⅱ 地域の農業生産基盤の保全））

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 基幹施設等の保全	(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・水土里ビジョンの策定エリア内の基幹的な土地改良施設について、管理主体や関係者の役割分担を記載 (適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担を記載することも可能)
	(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	<ul style="list-style-type: none"> ・水土里ビジョンの策定エリア内の基幹的な土地改良施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載 ・活用したい具体的な事業とその実施タイミングについて、別表に整理（当該記載をもって事業実施が確約されるわけではないことに留意） ・土地改良施設維持管理適正化事業の拡充のメリット措置を受けるには、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取組む旨を方針として明記
2 末端施設の保全	(1) 管理の実施主体・役割分担の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・水土里ビジョンの策定エリア内の末端の土地改良施設について、管理主体や関係者の役割分担を記載 (適宜、役割分担を見直していくことを前提に、当面は現在の役割分担を記載することも可能) ・多面活動との連携について記載
	(2) 施設（施設群）の計画的な更新・整備補修	<ul style="list-style-type: none"> ・水土里ビジョンの策定エリア内の末端の土地改良施設について、将来の更新計画、整備補修計画を記載 ・活用したい具体的な事業とその実施タイミングについて、別表に整理（当該記載をもって事業実施が確約されるわけではないことに留意） ・土地改良施設維持管理適正化事業の拡充のメリット措置を受けるには、省エネ化や維持管理費削減等が図られる整備補修に取組む旨を方針として明記

※その他効果的・効率的な管理に向けた取組（省エネルギー化等）、営農環境の向上（スマート農業の実現に必要な基盤整備、情報通信施設の整備等）、地域全体の施設管理適正化（農外利用との調整等）について記載することも可能

※複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定する場合、土地改良区間の水利調整や洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等について記載することも可能

08. Step03 水土里ビジョンの策定（水土里ビジョンの構成（Ⅲ 土地改良区の運営基盤の強化））

大項目	中項目	記載内容のイメージ
1 人材の確保	(1) 職員の確保	・専任職員、兼任職員の現状及び今後の人材確保に向けた取組方針を記載
	(2) 役員の多様性の確保	・役員の人数（特に女性理事）の現状及び今後の多様な人材確保に向けた取組方針を記載
2 経営収支の健全化	(1) 財務状況と方針	・ビジョン策定時の経営診断の結果及び診断結果に基づく改善等の対応方針等を記載
	(2) 更新等に要する費用の調達の見通し	・計画的な更新等を進めるための費用について、調達の手法（積立や借入等、積立の場合はその水準と原資等）を記載

※施設更新積立計画の策定状況、収入確保策を含む維持管理に係る負担の軽減の取組（再生可能エネルギー利活用、他目的使用、人的体制の見直し、施設の省エネ化等）、支出削減の取組（施設の再編・集約・ダウンサイ징等）、賦課水準のあり方について記載することも可能

3 組織体制の強化	(1) 准組合員制度の導入状況	・准組合員及び施設管理准組合員の導入状況を記載
	(2) 業務継続計画（BCP）等の策定	・BCPの策定状況を記載

※再編整備（合併、組織変更、地区編入）を行う場合には、その方針や時期等、BCPを策定している場合には、災害等発生時の役割分担の明確化などBCPの実効性確保のための取組等について記載することも可能

08. Step04 水土里ビジョンの認可申請

- 水土里ビジョンを作成した土地改良区は、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受ける。
- 都道府県知事は水土里ビジョンを認可したときは、その旨を公告する。

水土里ビジョンの認可申請手続の流れ

総会議決

- 水土里ビジョンの認可申請の決議は**、土地改良区の組合員全体に関係するものであること及び任意的記載事項として重要議決事項である合併に関する事項を記載できることから、土地改良区の存立に直接関連する重要なものであるため、**重要議決**により決します。
- ※ 合併に係る認可の特例（8ページ参照）を受けるためには、別途、合併に係る事項を水土里ビジョンの任意的記載事項に位置付けて認可申請の議決を経た上で、当該決議の日から5日以内に、組合員に当該決議の内容を通知する必要があります。
- 水土里ビジョンに基づく保全の措置は**、非土地改良施設たる小規模な水路等の施設（末端施設）も対象とし、また、末端施設の管理者等（地域住民等の非組合員）も関わることから、都道府県知事の認可を要する**附帯事業**となります。
そのため、附帯事業として定款に位置付ける必要があり、総会（総代会）において**定款変更に係る議決**を経る必要があります。

認可

- 土地改良区は、認可申請にあたって、申請書に次の書類を添付します。
 - 定款を変更する必要があるときは変更後の定款
 - 水土里ビジョンの認可申請の決議を行った総会の議事録
 - 協議会（協議会を設置しない場合にあっては関連施設の管理者や市町村長）の意見を聞いたことを証する書面
- 都道府県知事は、水土里ビジョンの適切性・有効性や、土地改良事業の実施を妨げるおそれがないか等を判断し、認可するか否かを判断します。（認可基準は次ページに記載）

※ 土地改良区は**水土里ビジョンの認可の申請と同時に定款変更（附帯事業としての連携管理保全事業の位置付け）の認可の申請**を行い、都道府県はそれらの認可を行います。

公告

水土里ビジョンは土地改良区の組合員全体及び関係者に関係するものであることから、都道府県知事は**水土里ビジョンを認可したときは、その旨を公告**しなければなりません。

08. Step04 水土里ビジョンの認可申請（認可要件）

- 水土里ビジョンの認可は、法第57条の12の要件に従って都道府県知事が行いますが、問題の無いものであれば認可しなければならないこととしている。

水土里ビジョンの認可にあたっての確認する点

① 水土里ビジョンが土地改良区の本業である土地改良事業の遂行を妨げないか

水土里ビジョンに基づく保全の取組が附帯事業であることを踏まえ、土地改良区の本業である土地改良事業に支障がないか確認します。

② 水土里ビジョンに法令違反がないか

都道府県知事は審査にあたって、次に掲げる事項等について、その適法性を確認することが必要です。

- 水土里ビジョンに土地改良区以外の地域の関係者、関連施設との連携が位置付けられているか（法第57条の11第1項）
- 水土里ビジョンに位置付けられた施設について、土地改良区管理施設と地域や水系等の関連性が認められるか（法第57条の11第1項）
- ビジョンの内容について、目的、区域、内容など、法の要求する事項を記載してあるか（法第57条の11第2項）
- 関係者の意見を聴いた上でビジョンを策定しているか（法第57条の11第4項）
- 総（代）会の重要議決が適切に行われているか（法第33条、法第57条第1項）

③ 水土里ビジョンの的確な遂行が困難でないか

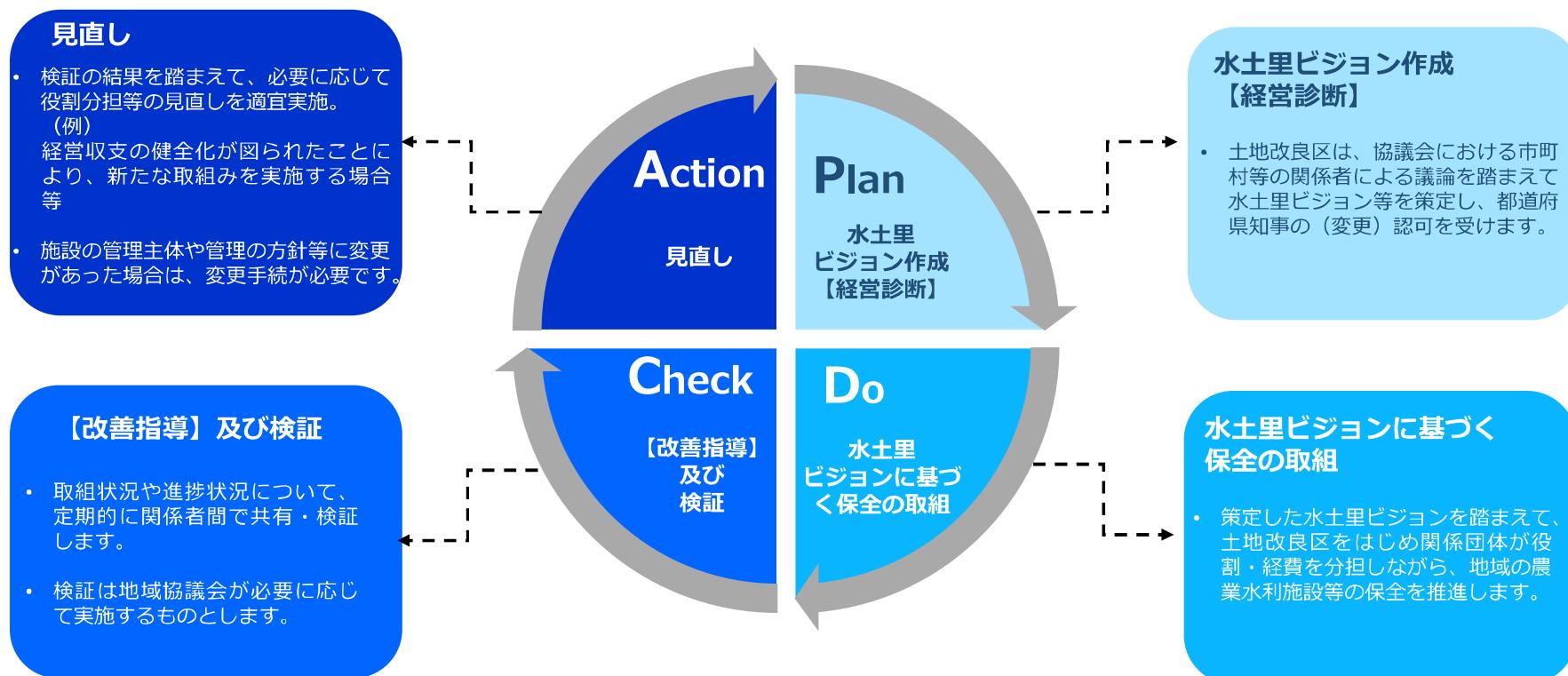
水土里ビジョンの記載内容が土地改良区の経営状況や人的体制等に照らして明らかに実現不可能な内容となっていないかを判断します。

④ 水土里ビジョンに情報通信技術の活用のための環境整備もしくは土地改良区の合併に関する事項が記載されている場合は、それぞれの認可基準を満たしているか

08. Step05 水土里ビジョンに基づく保全の取組

- ・水土里ビジョンは、策定するだけではなく、水土里ビジョンに基づく保全の取組を推進していくことが重要。
- ・そのため、取組状況や進捗状況について定期的に関係者間で共有・検証するとともに、必要に応じて役割分担等の見直しを適宜実施することが必要。

水土里ビジョンを円滑に実行するためのイメージ



注意：① 都道府県協議会は、水土里ビジョンの作成・実行等に関し、アドバイス及びチェックを行い円滑な実施に協力する
② 【 】は、都道府県土地改良事業団体連合会が実施する。
うち、経営診断は水土里ビジョン作成前に実施するものとし、改善指導は数年おきに実施するものとする。